

信用保証料助成

1 事業概要	会員が金融機関から融資を受ける際、愛知県信用保証協会、又は名古屋市信用保証協会の保証を得た場合、保証協会に支払う保証料の一部を助成
2 予算	2,700万円（予算到達次第終了）
3 受付期間	2019年5月10日（金）～2020年1月31日（金）必着
4 助成対象	2019年4月1日（月）～2020年1月31日（金）の間の実行融資に係る信用保証料
5 助成額	支払保証料の2分の1（年間限度額50万円／年3回まで）（*円未満切り捨て）
6 申請方法	下記7の①～⑤の書類を郵送又は窓口を持参
7 必要書類	<p>① 信用保証協会保証料助成金申請書 *全ての書類はA4サイズで作成してください。</p> <p>② 信用保証書（写）〔銀行保有：『信用保証決定のお知らせ』ではない〕</p> <p>③ 返済予定表（写）〔又は貸付計算書・金銭消費貸借契約証書・条件変更証書等〕</p> <p>④ 入金口座登録書〔既に提出済の場合は不要〕</p> <p>⑤ 返戻保証料に関する文書（ハガキ・文書等）*過去5年以内の保証付融資を繰上償還し、信用保証協会から保証料の返戻を受けている場合に限る</p>
8 支払時期	原則として、半期ごとに分けて支払う。
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去5年間に当該助成金を受けた融資の繰上償還を行った場合、速やかに愛ト協にその旨を報告し、当該助成金のうち愛ト協の請求に基づき、全部またはその一部について指定する期日までに返納すること。（<u>原則として、完納するまでは、新たに助成は行わない。なお、指定する期日までに完納されない場合は、本年度申請された助成金は当協会からの通知をもって取下げとする。</u>） ■ 市町村から信用保証料に係る助成等を受けている場合、書面によりその旨を適正に報告することを求める。この場合、当該助成額と愛ト協助成額との合計額が実際に支払った信用保証料の額を超えない範囲で愛ト協助成額が減額調整される。 ■ 2019年3月31日以前及び、2020年2月1日～2020年3月31日までに支払った保証料については、2018年度助成制度・2019年度助成制度のいずれも対象外です。

※政府の「災害関係保証」及び「東日本大震災復興緊急保証」制度利用融資、地方自治体による「愛知県経済環境適応（セーフティーネット、経営あんしん、経済対策特別、創業等支援、経営力強化）資金融資」、「国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号の認定を受けた）融資」等に該当する場合、別途全日本トラック協会から補助（上限10万円）を受けることができる。